

市第 118 号議案

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例
等の一部改正

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例
等の一部を改正する条例

（横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部
改正）

第 1 条 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（
昭和31年12月横浜市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 2 条の 3 第 1 項第 1 号及
び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（横浜市退職手当条例の一部改正）

第 2 条 横浜市退職手当条例（昭和24年 8 月横浜市条例第40号）の
一部を次のように改正する。

第11条の 5 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第11条の 6 の見出
し及び同条第 1 項第 1 号、第11条の 7 第 1 項第 1 号並びに第11条
の 9 第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正）

第 3 条 横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和24年 8
月横浜市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第 2 号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第 12 条第 3 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 17 条中「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第 2 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 21 条第 1 項中「各号の一」を「いずれか」に改め、同項第 2 号本文中「禁錮」を「拘禁刑」に、「終り」を「終わり」に改め、同号ただし書中「但し」を「ただし」に、「言い渡し」を「言渡し」に、「取り消し」を「取消し」に、「終り」を「終わり、」に改める。

(横浜市中央卸売市場条例の一部改正)

第 4 条 横浜市中央卸売市場条例（令和元年 12 月横浜市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 5 項第 5 号イ、第 20 条第 4 項第 2 号、第 26 条第 5 項第 4 号イ及び第 37 条第 4 項第 2 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部改正)

第 5 条 横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 159 条から第 161 条の 2 までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例の一部改正)

第 6 条 横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例（平成16年 3 月横浜市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第13条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（横浜市開発事業の調整等に関する条例の一部改正）

第 7 条 横浜市開発事業の調整等に関する条例（平成16年 3 月横浜市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第42条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（横浜市屋外広告物条例の一部改正）

第 8 条 横浜市屋外広告物条例（平成23年 3 月横浜市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第54条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（横浜市消防表彰条例の一部改正）

第 9 条 横浜市消防表彰条例（昭和23年10月横浜市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第10条 横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 5 条中「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(横浜市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第11条 横浜市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年6月横浜市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第6条中「各号の一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年2月横浜市条例第9号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑のうち刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。）は、長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68

号) 並びにこの条例 (次項において「刑法等一部改正法等」という。) の施行前に犯した禁錮以上の刑 (死刑を除く。次項において同じ。) が定められている罪につき起訴をされた者は、第 1 条の規定による改正後の横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例第 2 条の 3 第 1 項 (第 1 号に係る部分に限る。) 及び第 3 項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(横浜市退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第 2 条の規定による改正後の横浜市退職手当条例第 11 条の 5 第 1 項及び第 5 項、第 11 条の 6 第 1 項 (第 1 号に係る部分に限る。)、第 11 条の 7 第 1 項 (第 1 号に係る部分に限る。) 並びに第 11 条の 9 第 4 項並びに横浜市退職手当条例第 11 条の 9 第 3 項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

提 案 理 由

刑法等の一部改正に伴い関係規定の整備を図る等のため、横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例

(抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

第 2 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者には、給与条例第 20 条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第 4 号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(3) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に~~拘禁刑~~禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し~~拘禁刑~~禁錮以上の刑に処せられたもの

第 2 条の 3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について~~拘禁刑~~禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する

略式手続によるものを除く。第 3 項において同じ。) をされ、
その判決が確定していない場合

(第 2 号及び第 2 項省略)

- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し~~拘禁刑~~^{禁錮}以上の刑に処せられなかった場合

(第 2 号、第 3 号、第 4 項及び第 5 項省略)

横浜市退職手当条例 (抜粋)

(~~上段 改正案~~
下段 現行)

(退職手当の支払の差止め)

第 11 条の 5 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴 (当該起訴に係る犯罪について~~拘禁刑~~^{禁錮}以上の刑が定められているもの) に限り、刑事訴訟法 (昭和 23 年法律第 131 号) 第 6 編に規定する略式手続によるものを除

く。以下同じ。) をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(第 2 号及び第 2 項から第 4 項まで省略)

- 5 第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(第 1 号省略)

- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合 (拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。) 又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から 6 月を経過した場合

(第 3 号及び第 6 項から第 10 項まで省略)

(退職後 拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

- 第 11 条の 6 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者 (第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、当該退

職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条の4第1項に規定する事情（当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響をいう。以下同じ。）及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に~~拘禁刑~~
禁錮以上の刑に処せられたとき。

（第2号、第3号及び第2項から第6項まで省略）

（退職をした者の退職手当の返納）

第11条の7 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条の4第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第11条の規定による退職手当の支給を受けることができた者（以下「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、同条の規定により算出される金額（以下「失業手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができ

る。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し~~拘禁刑~~
~~禁錮~~以上の刑に処せられたとき。

(第 2 号、第 3 号及び第 2 項から第 6 項まで省略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第 11 条の 9 (第 1 項から第 3 項まで省略)

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し~~拘禁刑~~
~~禁錮~~以上の刑に処せられた後において第 11 条の 7 第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し~~拘禁刑~~
~~禁錮~~以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

(第 5 項から第 8 項まで省略)

横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例（抜粋）

（~~上段 改正案~~
~~下段 現行~~）

(退隠料の消滅事由)

- 第 5 条 退隠料を受ける権利を有する者が次の~~いずれか~~
~~各号の一~~に該当するときは、その権利は消滅する。

(第 1 号省略)

- (2) 死刑又は無期若しくは 6 年以上の~~拘禁刑~~
~~懲役又は禁錮の刑~~に処せられたとき。

(第 3 号省略)

- (4) 在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）により、~~拘禁刑~~
~~禁錮~~刑以上の刑に処せられたとき。ただし、その在職が退隠料を受けた後になされたものであるときは、その再在職によって生じた権利だけが消滅する。

(在職年数の除算)

第 12 条 次に掲げる年月数は、在職年数から、これを除く。

(第 1 号及び第 2 号省略)

- (3) 職員が、退職後、在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）について、~~拘禁刑~~
~~禁錮~~刑以上の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含む引き続いた在職年月数

(退隠料の失格原因)

第 17 条 職員が次の~~いずれか~~
~~各号の一~~に該当するときは、その引き続いた在職につき、退隠料を受ける資格を失う。

(第 1 号省略)

- (2) 在職中~~拘禁刑~~
~~禁錮~~刑以上の刑に処せられたとき。

(退隠料の停止)

第 21 条 退隠料は、これを受ける者が次の~~いずれか~~
~~各号の一~~に該当するときは、その間、これが支給を停止する。

(第 1 号省略)

- (2) ~~拘禁刑~~
~~禁錮~~刑以上の刑に処せられたときは、その月の翌月からその執行を~~終わり~~
~~終り~~、又は執行を受けなくなった月まで。ただし、刑の執行猶予の~~言渡し~~
~~言い渡し~~を受けたときは、これを停止しない。そ

の~~言渡し~~を取り消されたときは、~~取り消し~~の月の翌月から刑
の~~執行を~~~~終わり~~、又は執行を受けなくなった月までこれを停止
する。

(第 3 号省略)

横浜市中央卸売市場条例 (抜粋)

(~~上段~~ 改正案)
(~~下段~~ 現 行)

(卸売業務の許可)

第 9 条 (第 1 項から第 4 項まで省略)

5 市長は、第 1 項の許可の申請が次のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(第 1 号から第 4 号まで省略)

(5) 申請者の役員に、次のいずれかに該当する者がいるとき。

(ア省略)

イ ~~拘禁刑~~以上の刑に処せられた者又は法若しくは旧法の規定
により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、
又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して
3 年を経過しないもの

(ウからキまで及び第 6 号から第 11 号まで省略)

(せり人の登録)

第 20 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 市長は、第 1 項の登録の申請があった場合において、その申請に係るせり人が次のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

(第 1 号省略)

- (2) 拘禁刑
禁錮以上の刑に処せられた者又は法若しくは旧法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(第3号から第6号まで、第5項及び第6項省略)

(仲卸業務の許可)

第26条 (第1項から第4項まで省略)

- 5 市長は、第1項の許可の申請が次のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(第1号から第3号まで省略)

- (4) 申請者の役員に、次のいずれかに該当する者があるとき。

(ア省略)

- イ 拘禁刑
禁錮以上の刑に処せられた者又は法若しくは旧法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

(ウからオまで及び第5号から第9号まで省略)

(関連事業の許可)

第37条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 市長は、第1項の許可の申請が次のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(第1号省略)

- (2) 申請者(申請者が法人である場合にあっては、その役員を含む。)が拘禁刑
禁錮以上の刑に処せられた者又は法若しくは旧法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり

、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(第3号から第9号まで省略)

横浜市生活環境の保全等に関する条例(抜粋)

(

上段	改正案
下段	現行

)

第159条 次のいずれかに該当する者は、2年以下の~~拘禁刑~~又は1,000,000円以下の罰金に処する。
懲役

(第1号から第3号まで省略)

第159条の2 次のいずれかに該当する者は、1年以下の~~拘禁刑~~又は1,000,000円以下の罰金に処する。
懲役

(第1号及び第2号省略)

第160条 第52条第2項、第53条第2項、第54条第3項、第59条第3項又は第61条の4第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の~~拘禁刑~~又は500,000円以下の罰金に処する。
懲役

第161条 次のいずれかに該当する者は、6月以下の~~拘禁刑~~又は300,000円以下の罰金に処する。
懲役

(第1号及び第2号省略)

第161条の2 次のいずれかに該当する者は、3月以下の~~拘禁刑~~又は300,000円以下の罰金に処する。
懲役

(第1号から第11号まで省略)

横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例(抜粋)

(

上段	改正案
下段	現行

)

(罰則)

第 13 条 第 9 条の規定による命令に違反した者は、6 月以下の~~拘禁~~
~~刑~~懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

横浜市開発事業の調整等に関する条例 (抜粋)

(~~上段 改正案~~
~~下段 現 行~~)

(罰則)

第 42 条 第 39 条第 1 項の規定による命令に違反した者は、6 月以下
の~~拘禁~~
~~刑~~懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

(第 2 項省略)

横浜市屋外広告物条例 (抜粋)

(~~上段 改正案~~
~~下段 現 行~~)

(罰則)

第 54 条 次のいずれかに該当する者は、1 年以下の~~拘禁~~
~~刑~~懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

横浜市消防表彰条例 (抜粋)

(~~上段 改正案~~
~~下段 現 行~~)

第 5 条 功労章を有する者が~~拘禁~~
~~刑~~禁錮以上の刑に処せられ、又は懲戒
処分によりその職を免ぜられたときは、功労章を返納させるもの
とする。

横浜市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条

例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}}\right)$

（欠格条項）

第 4 条 次の $\frac{\text{いずれか}}{\text{各号の一}}$ に該当するものは、消防団員となることができない。

- (1) $\frac{\text{拘禁刑}}{\text{禁錮}}$ 以上の刑に処せられ、その執行を終わってから 2 年を経過しないもの

（第 2 号省略）

（失格条項）

第 5 条 消防団員が、次の $\frac{\text{いずれか}}{\text{各号の一}}$ に該当するときはその身分を失う。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

- (4) $\frac{\text{拘禁刑}}{\text{禁錮}}$ 以上の刑に処せられ、その執行を受けたとき。

横浜市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（
抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}}\right)$

（退職報償金支給の制限）

第 6 条 退職報償金は、次の $\frac{\text{いずれか}}{\text{各号の一}}$ に該当する者に対しては支給しない。

- (1) 在職中 $\frac{\text{拘禁刑}}{\text{禁錮}}$ 以上の刑に処せられた者

（第 2 号及び第 3 号省略）

- (4) $\frac{\text{前 3 号}}{\text{前各号}}$ に掲げるもののほか、市長が退職報償金を支給することを不相当と認める者